

1 段階 履修番号(8)例題とポイント

<安全の確認と合図・警音器の使用／進路変更など>

<練習問題>

- ① 同一方向に進行しながら進路を変更するときは約 3 秒前から合図をする。
(ヒント 下記1-②参照) 教本 P101
- ② 後退するときの合図は、特に定められていないのでなくてもよい。
(ヒント 下記1-②参照) 教本 P101
- ③ 右折と転回の合図の方法、時期は同じである。
(ヒント 下記1-②参照) 教本 P101
- ④ 車両通行帯が黄色の線で区画されている場合は、この黄色の線を越えて進路を変更してはならない。
(ヒント 下記3-②ワンポイント参照) 教本 P106
- ⑤ 進路変更や右左折の場合は、合図を出さなければならないが転回をするときは、安全さえ確認しておけば合図をする必要はない。
(ヒント 下記1-②参照) 教本 P101

1. 安全の確認と合図 教本P100~102

重要

- ① 1、安全確認 ⇒ 2、合図 ⇒ 3、再確認 ⇒ 4、行動
※ いつでもミラーと目視できちんと確認!!

ル・・・ルームミラー
シ・・・指示器(合図)
サイ・・・サイドミラー
モク・・・目視

進路変更の手順

ルームミラーもサイ
ドミラーもバックミラ
ーです。

② 合図を行う場合と時期

合図の場合	合図の時期
左折	<u>30メートル手前</u>
右折	* 右折と転回の合図の時期と方法は 同じです
転回(Uターン)	
進路変更	<u>同一方向に進行しながら進路を</u> 右左に変えるとき <u>約3秒前</u>
徐行	それらの行為をするとき * ブレーキ灯、後退灯が合図になる
停止	
後退	

試験に
出てる!

重要

③ 必要以外の合図の禁止

- ・ 右左折、進路変更などの行為を終えたときは、速やかに合図をやめる。
- ・ 必要以外の合図は出してはいけません。

2. 警音器の使用 教本P103、104

- ①「警笛鳴らせ」の標識がある場所を通るときは、警音器を鳴らさなければならない。
 - ②「警笛区間」の標識がある場所では、次の場合に警音器を鳴らさなければならない。
 - ・見通しのきかない交差点
 - ・見通しのきかない道路のまがり角
 - ・見通しのきかない上り坂の頂上
- 見通しのきく場合は警音器を鳴らしてはいけません。
- ③(原則)警音器はみだりに鳴らしてはいけない。
(例外)危険を避けるため、やむを得ない場合は鳴らすことができる。

3. 進路変更など 教本P106～108

- ① 進路変更の禁止
 - ・ 走行中、みだりに進路変更してはいけない。
 - ・ 後ろからくる車の進行を妨げるようなときも進路変更禁止。
- ② 黄色の線の車両通行帯 重要
(原則)車両通行帯が黄色の線で区画されている場合、進路変更禁止



たとえば右左折、追い越しのためでも、黄色の線の車両通行帯では、進路変更してはいけません。

重要

(例外)緊急自動車に道をゆずる時と、ゆずった後にもとの車線に戻るとき。
工事などで車両通行帯を通行できないとき。

- ③ 進路変更が必要な場合
 - ・ 路端から発進するとき、路端へ駐停車するとき
 - ・ 障害物を避けるとき(工事現場や、駐車車両をさける場合)
 - ・ 追い越しをするとき
 - ・ 右左折するために、道路の右や左へ寄せるとき

進路変更が必要な場合です。

* 追い越しは進路変更だか合図時期は3秒前です。

- ④ 転回、横断の禁止歩行者や、他の車の正常な進行を妨げるおそれのあるとき
 - ・ 車両横断禁止の標識がある⇒横断のみを禁止
 - ・ 転回禁止の標識、標示がある⇒転回のみを禁止

 車両横断禁止

 転回禁止

○ オートマチック車(AT車)の運転 (注意点)

重要

- ① ブレーキペダルをしっかりと踏んでエンジンを始動させる。
- ② 交差点などで停止したとき、AT車はブレーキペダルをしっかりと踏んでおかないと、アクセルペダルを踏まなくても自動車がゆっくり動き出し(クリープ現象)、追突などの思わぬ事故をおこす可能性がある。
- ③ AT車は、エンジン始動時やエアコン作動時は、エンジンの回転が高くなり、急発進する危険があるのでブレーキペダルを特にしっかりと踏んでおく必要がある。
 - クリープ現象は、エンジンがかかっているときにチェンジレバーをPかN以外にするとブレーキペダルをゆるめるとゆっくり動き出す現象です。